

# 2018年6月提言『わが国における国際仲裁の発展に向けて』の概要

(公社)商事法務研究会「国際仲裁制度研究会」(座長・柏木昇東京大学名誉教授)

- 企業法務部長クラス・著名な国際仲裁実務家・研究者等の約15名により、活性化策を検討(企業アンケートヒアリングも実施)
- 仲裁のユーザーである企業目線、国際仲裁コミュニティで活躍する実務家目線で、以下の「7つの提言」を取りまとめた

## 日本仲裁の活性化を実現する「7つの提言」

### 提言1 海外の著名な国際仲裁機関の日本誘致

- 日本仲裁は、国内仲裁機関の認知度や企業の契約意識から、選択されていない(日本は、欧米やアジアのハブ競争の枠外)
- 仲裁オプションの多様化で「日本仲裁の選択可能性」を向上すべき
- ICC(仏)、AAA(米)、SIAC(星)等の海外仲裁機関の拠点を日本に誘致
- 海外機関のPRや仲裁実施をサポートする体制を国内に整備すべき

### 提言2 日本国内の国際仲裁機関の改善・充実

- 既存の国内仲裁機関であるJCAAに、経験と知見の活用を期待
- ①仲裁人リストや実績の公表、施設整備、②仲裁規則の改定やガイドラインの策定、③外国人実務家や法曹資格者を含む体制強化

### 提言3 国内企業向け啓蒙・支援活動の強化

- 日本企業や弁護士に、国際仲裁の一般PRのみでなく、日本での仲裁条項を置く必要と交渉ノウハウの提供、サポートが必要
- ①相談窓口を設置、②JETRO、JICA等と連携し、契約交渉支援

### 提言7 担い手となる「日本国際仲裁サービスセンター(仮称)」の創設

- 提言1~6をはじめ、わが国の国際仲裁活性化の中核を担う新たな民間組織として、「日本国際仲裁サービスセンター」が必要
- 業務の公益性・継続性からして、政府、自治体、産業界の強力な支援が必要。中でも、政府の人的・経済的支援は、当面、不可欠
- センターは、日本が国際仲裁のハブとなるための中核組織。2019年度中の立ち上げに向け、速やかな検討・準備に着手すべき

### 提言4 紛争解決地として日本を海外に売り込み

- アジア随一の産業基盤、観光資源、廉潔司法等を「日本の強み」に、シンガポールや香港等と異なる大陸法系の魅力を売り込み
- 韓国、中国、米国や東南アジアの大陸法系をターゲットに積極PR
- 知財・建設紛争等の専門仲裁や調停の活用を、日本仲裁の魅力に

### 提言5 国際仲裁を支える人材確保と中長期的養成

- 日本で仲裁を行う仲裁人材が不足。まずは外国人材の招聘も不可避
- 海外仲裁人等を確保する環境整備(報酬非課税、ビザ緩和)とPR
- 日本法曹の海外機関における実務経験や国際資格取得の推奨・支援

### 提言6 国際通用力ある仲裁制度とインフラ整備

- アジアの仲裁先進国に比較して、制度・インフラ面の遅れが顕著
- 自国の国際仲裁促進の象徴となる「国際仲裁推進法」を早期に制定
- 国際動向を踏まえた仲裁法、外弁法等の速やかな法改正を実現
- 高水準の国際仲裁専用施設を、政府サポートにより早急に整備すべき

今後、官民を挙げて、「7つの提言」の戦略的な取組みと推進体制が不可欠